

# 平成28年 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
28	3	11時台	林業	10人未満	激突され	環境等	被災者は、皆伐作業現場で単独にてチェーンソーを用いて伐倒作業をしていたが、被災者が休憩時間になっても土場に戻らなかったため同僚が様子を見に行ったところ、木の下敷きとなっている被災者を発見したものの。被災者が下敷きとなった伐倒木は、胸高直径43センチメートル、高さ31メートルのカラマツであった。
28	3	13時台	林業	10人未満	はさまれ・巻き込	建設用等機械	被災者と同僚2名がブルドーザーの運転席以外の場所に乗車し、土場から作業現場まで移動した後、作業現場に到着した当該ブルドーザーが帰路に向けて方向転換するために旋回し後退した時、ブルドーザー後部(ウインチ部)に乗車していた被災者が、後退中のブルドーザーに轢かれたもの。
28	5	10時台	林業	10人未満	激突され	環境等	風倒木除去処理の林業現場において、被災者が風倒木(トドマツ・樹高24.16m)の下敷きになっているのを発見したものの。被災者の倒れていた場所近くには伐根(トドマツ)があり、その伐倒先には当該伐根から切り離された伐倒木(長さ25.38m)があった。
28	11	10時台	林業	10人未満	激突され	環境等	被災者は、私有林の間伐作業において、一人でトドマツ(樹高約18m、胸高直径48cm)を伐倒後、当該伐倒木の上で枝払い等の作業中、隣木のトドマツ(樹高約16m、胸高直径24cm)が被災者の方に徐々に倒れ、伐倒木との間に挟まれたもの。
28	12	10時台	林業	10人以上29人	激突され	環境等	被災者は、民有林の間伐する現場において、伐倒木(トドマツ、樹高17.74m、胸高直径28.3cm)の下敷きになっているのを現場責任者に発見されたもの。被災者の傍らには伐根があり、この伐根から切り倒されたトドマツ(樹高約18m、胸高直径44.26cm)があった。